

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マザアス（以下「当法人」という）の定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 報酬とは、当法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会または評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて当法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費実費はこれを支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、当法人の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費実費を支払うことができる。

(常勤役員等の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条に関わらず、役員のうち、一つの法人を主たる勤務場所とするものを言う。別表3により、月額報酬及び実費交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、当法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等の勤務報酬)

第7条 当法人の常勤職員を兼務する役員等は、職員に係る規程により支給するものとし、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成25年4月1日より適用する

この規程は、平成29年6月1日より適用する

役員報酬

別表1（日額）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
監事出席報酬等	10,000円

別表2（日額）

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	15,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円

別表3（月額）

名 称	報 酬
常勤役員	180,000～ 240,000円

* 常務役員は、勤務実態に合わせて上記報酬を支払うものとする。

別表4（日額）

旅 費	交通費・その他必要経費	宿泊料
	実 費	一泊 20,000円

- * 別表4の宿泊費は原則1泊2食付きとする。
- * 別表3に該当する場合は、別表4の報酬はない。
- * 当法人が旅費を準備した場合には別表4は支給しない。
- * 報酬は別表2による。